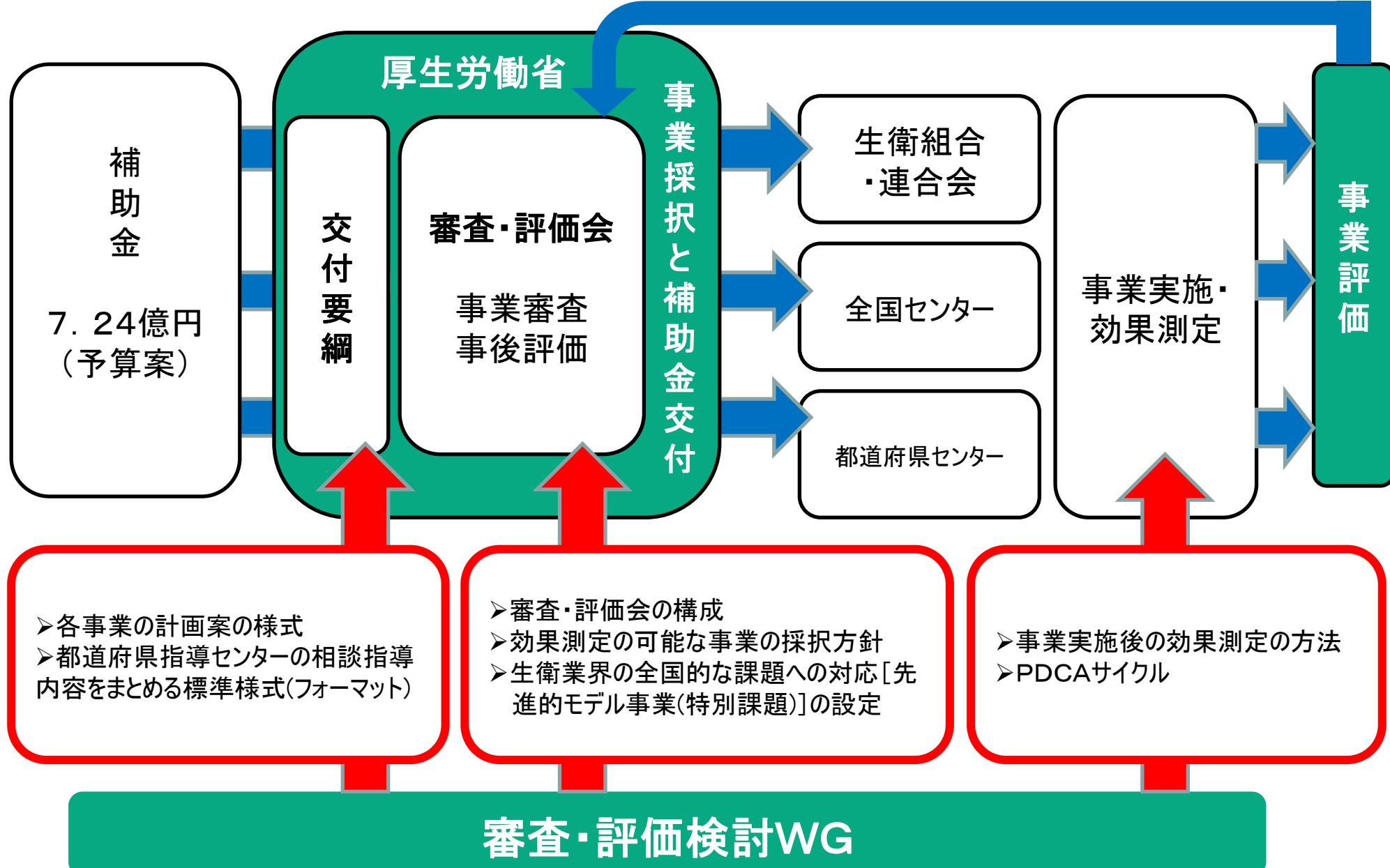


生活衛生関係対策事業費補助金の交付の流れと 審査・評価WGの検討事項

別添1



生活衛生関係営業の振興方策の改革

別添2

現状

課題解決に直結していない、効果測定が不十分

	現行	課題
関係補助金	<ul style="list-style-type: none">➢ 組合・連合会分は、全国センターを経由して配布➢ 都道府県分は、厚労省から配布	<ul style="list-style-type: none">➢ 効果測定が不十分➢ 国、自治体、団体等の役割が不明確
振興事業の内容	<ul style="list-style-type: none">➢ 振興計画記載の重点事業を実施➢ その時点での新たな課題に対応	<ul style="list-style-type: none">➢ 交付要綱等も含め成果目標が不明確➢ 各組合が各自に計画・実施するため、各関係営業の直面する課題に的確に対応できていない

改革案

先進的モデル事業の実施と効果測定の明確化

	改定案	ポイント
関係補助金	<ul style="list-style-type: none">➢ 全国センターを経由を廃止➢ 厚労省に「審査・評価会」を設置し、国から一元的に配布	<ul style="list-style-type: none">➢ 一元的に審査、評価を実施➢ 国で関係営業の課題を明確化し、先進的モデル事業を誘導➢ 各組合、指導センター等の従来の事業も、成果目標を明確化した形で採択
振興事業の内容	<ul style="list-style-type: none">➢ 成果目標を明確にした事業を実施し、評価を行う	<ul style="list-style-type: none">➢ 審査・評価会で採択方針を明確化[23年度はワーキンググループで準備]

生活衛生関係対策事業費補助金予算(案)改革の概要

別添3

現 行

全国センター

○人件費(8名)	0.66億円
○事業費	1.39億円
計 9事業	2.05億円

生衛組合・連合会
(全国センター経由で補助)

- A組合 ……事業
- B組合 ……事業
- C連合会 ……事業

計 69事業 2.04億円
<1事業平均:約3,400千円>
合 計 4.09億円

都道府県センター

○人件費(47都道府県) 3.43億円
○事業費 1.49億円
<18事業 1県平均:約2,100千円>

計 4.92億円

22年度予算 9.01億円

(注)事業数は、平成22年度の交付決定ベース

改 剥 案

全国センター

○人件費(6名)	0.51億円
○事業費	0.50億円
計	1.01億円 (△ 3.08億円)

生衛組合・連合会
(国から直接補助)

- 特別課題(テーマを審査・評価委員会で設定)
- 各団体提案型

計 1.88億円
(+1.88億円)

都道府県センター

○人件費(47都道府県) 2.94億円
○事業費 1.42億円

計 4.36億円
(△ 0.6億円)

23年度予算(案) 7.24億円

評価指標の設定、事業評価の実施実施
 ・評価指標の作成
 ・審査・実施・評価プロセスの一元管理
 ・厚生労働省で「審査・評価会」を開催

・シンクタンク機能、情報提供機能の強化
 ・危機管理、国際化への対応の支援
 ※質の向上を目指す内容へ重点化
 ※経営改善推進事業等の廃止

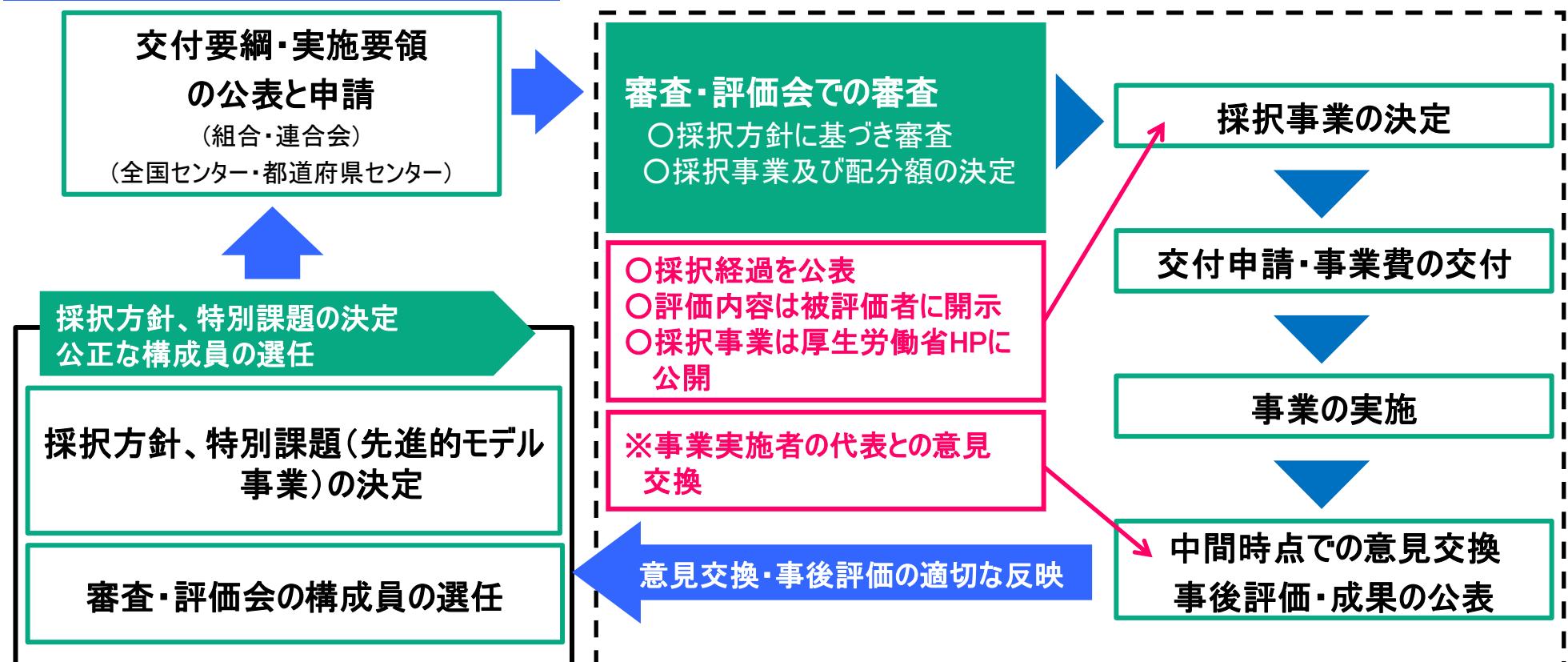
・自主管理の促進、地域の社会福祉への貢献
 ※公募方式の導入

・消費者保護、後継者育成支援への対応強化
 ・地域の商工会との連携策の検討
 ※都道府県センターの経営指導員に適材適所が徹底されるよう要請
 ※事業評価による実績を反映
 ※評価基準に沿った評価を実施
 ※まちおこし推進事業の廃止

1. 基本的考え方

- ✓ 申請された事業は、審査・評価会で関係営業の振興・公衆衛生の確保との効果測定の観点から評価
- ✓ 採択事業、採択事業毎の交付額、事業報告書の概要は厚生労働省HPにおいて公開

2. 審査・評価に関するフロー図



審査・評価会の概要

別添5

生活衛生関係対策事業費補助金に係る事業の外部評価の実施、評価結果の公開等を行うことにより適切かつ効果的な実施を図るため、審査・評価会を開催する。

1. 委員の構成

- ✓ 審査・評価会は、構成員6～10名以内で構成する。
- ✓ 構成員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうち、主として以下に掲げる識見を有する者から、厚生労働省健康局長が選任する。

- ・法制に関して識見を有する者
- ・中小企業の経営に関して識見を有する者
- ・公衆衛生の確保について識見を有する者
- ・生活衛生関係営業の振興に関して識見を有する者
- ・消費者の立場から識見を有する者
- ・政策評価について識見を有する者

- ✓ 座長を1人置き、構成員の互選により定める。

2. 会議

- ✓ 審査・評価会は、必要のつど座長が招集する。
- ✓ 審査・評価会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ✓ 審査・評価会の会議は、公開する。ただし、事業の審査、決定に係る審議については非公開とし、審査、決定の経過を公表する。
- ✓ 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- ✓ 審査・評価会の庶務は、厚生労働省健康局生活衛生課において行う。

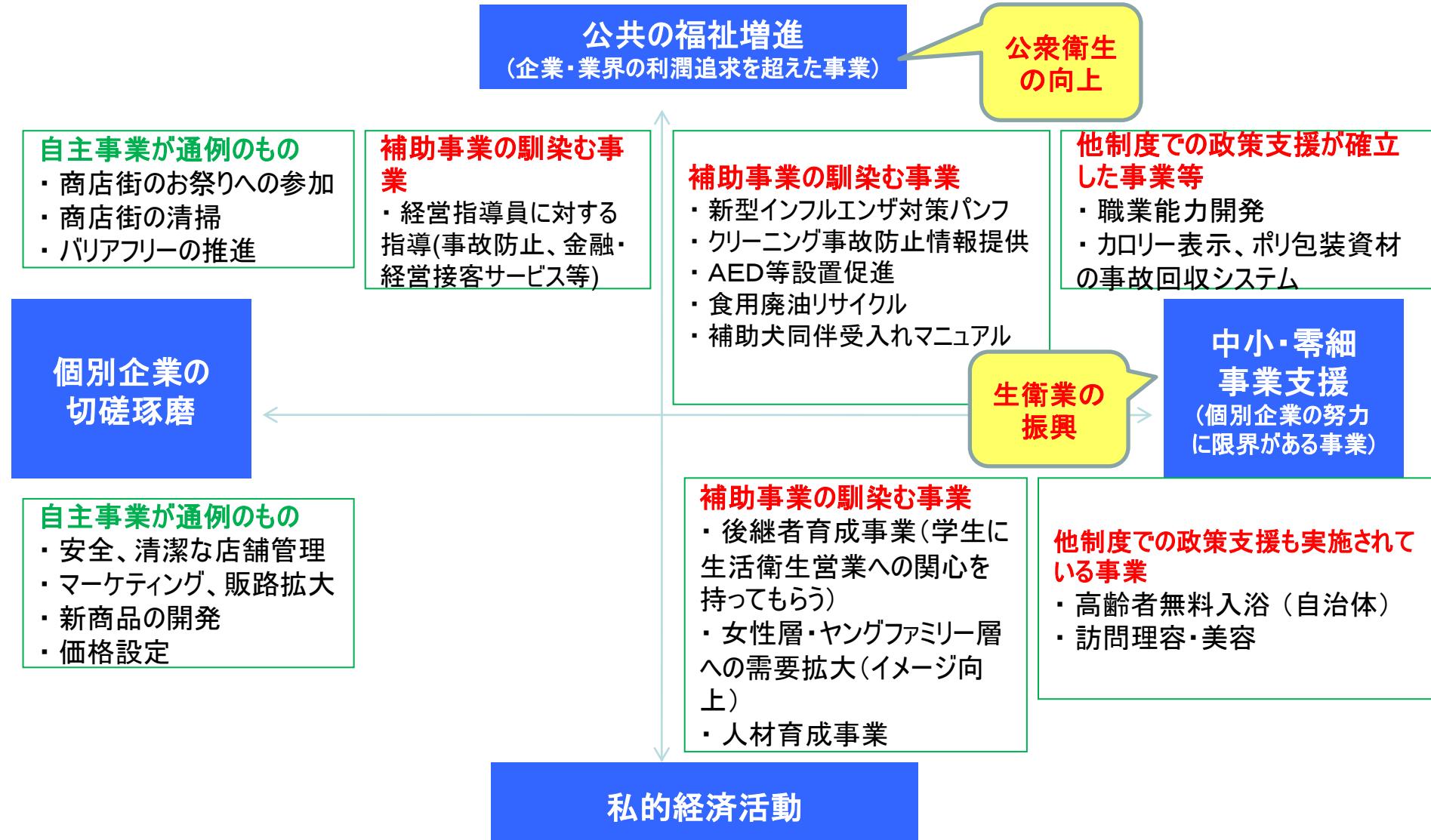
生活衛生関係対策事業費補助金の採択方針

別添6

狙 い	内 容
効果測定が可能な事業の実施	<p>○成果指標、活動指標を明確にした事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 審査・評価会で審査、採択、評価✓ 関係者が新しい仕組みに不慣れで混乱・当惑する事がないよう、丁寧な説明を前提に、改革を徐々に進める <p>○主な事業について、期待される効果を簡潔に整理(生活衛生関係対策事業費補助金の意義について広報)</p>
戦略性の強化	<p>○各関係営業の課題に即した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 審査・評価会でまとめる生活衛生関係営業の課題に即した先進的モデル事業(特別課題への対応)✓ 各地域、営業者の実情に即した各団体提案型事業(成果目標の明確化を前提) <p>○事業年度の中間で審査・評価会と関係団体との間で翌年度の先進的モデル事業(特別課題)について意見交換</p> <p>○先進的モデル事業(特別課題)の実施は複数の都道府県組合からの手上げ方式、連合会が実施する方式が考えられる。全国センター等のシンクタンクの支援(委託)を受けた実施も考えられる。</p>
組合活動の活性化	<p>○組合等の役割・魅力の明確化</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 補助金による事業内容に組合員を対象とする税制、融資等の内容を盛り込み、その意義を説明することで組合への加入促進等につなげる

生衛法の目的に即した支援

[自主事業が通例のもの、補助金事業に馴染む事業、他制度での政策支援が確立した事業]



評価指標の作成

下記のような各類型に応じて到達目標が現実的で意欲的な事業を採択し、実績を評価する。

	成果指標が明確にし易い事業 [P] パフォーマンス	活動指標が明確にし易い事業 [A] アクティビティ
定量評価(数値目標)が明確にし易い事業 [1]	(例) ➤ 飲食店における分煙の達成率の向上 (効果測定が最も明確な分類)	(例) 参加者数、活動回数 ➤ 訪問理美容事業(何件の高齢者を訪問したか=成果指標が定性的評価が中心となる類型) (数値的評価と成果との関係について十分な検討を要する分類)
定性的評価が明確にし易い事業 [2]	(例) ➤ 商店街の活性化への寄与 (傍証となる指標の設定について十分検討を要する分類)	(例) ➤ 研修会テキストの改善 (効果測定が明確にしにくい分類で、相當に丁寧な検討が必要)
100%(完全実施)又は0% (根絶)が所与の目標となっている事業 各事業者任せでは業界の信用失墜を招く懸念あり [3] (費用対効果の説明について十分な検討を要する分類)	(例) ➤ 飲食店の食中毒予防、顧客の酒気帯び運転根絶 ➤ 事業所内の結核発生の防止	(例) ➤ 感染症予防啓発ポスターの作成

評価指標の類型について①

[P1]

成果指標が定量評価(数値目標)で明確にし易い事業

(例)飲食店における分煙の達成率の向上

成果指標: ○○県内の飲食店における分煙率を〇年間で〇〇%から
〇〇%に引き上げる

活動指標: 事業者研修会〇〇回開催、飲食店掲示用ポスターの作成
・配布

[A1]

**活動指標が定量評価(数値目標)で明確にし易いものの、
成果指標は定量評価(数値目標)で明確にしにくい事業**

(例)高齢者訪問理容・美容事業

成果指標: 地域の高齢者の快適な生活支援

活動指標: ○○地区の〇〇人の高齢者宅を〇〇期間内に訪問して理
容・美容を行う

評価指標の類型について②

[A2]

成果指標も活動指標も定性的な評価が中心になりがちな事業

(例) ○○研修会のテキストの改善

成果指標: ○○期間内に得られた新しい情報を反映した受講者に役立つテキストの改訂

活動指標: ○○期間内に編集委員会を開催する等の計画に沿ってテキストを改善

[P3]

100%(完全実施)又は0%(根絶)が所与の目標となっている事業

(例)飲食店の食中毒予防

成果指標: ○○期間内の食中毒事件発生を阻止する(0件を目標)

活動指標: 活動計画に沿って活動を実施

(注)有効性、効率性、業界全体の信用確保等の観点から適切な事業内容となるよう確認を要する

生活衛生関係営業の振興の体系

別添11

生活衛生関係営業の振興

補助金

組合・連合会

審査・評価WG

税制

営業者・組合

税制・融資WG

融資

都道府県センター・日本公庫

税制・融資WG

規制

生活衛生個別案件
(旅館の規制緩和等)

地域保健の
枠組み見直し

保健所・都道府県

衛生問題検討会

地域保健検討会

連携強化

振興指針・振興計画

国・組合

厚生科学審議会 生活衛生営業適正化分科会

サービスの質 の向上

全国指導センター
理美容試験研修センター

クリーニング師研修WG
管理理容師・美容師
講習等WG

(凡例)

政策手段

関係機関

検討会名称